

9.用語解説

あ行

○SDGs（エスディーズ）

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟193か国が2030年までに達成する目標として、包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組を行うものです。

○エンパワーメント

男女共同参画の推進においては、女性のエンパワーメントとは、女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることを意味し、第4回世界女性会議（北京会議）では主要課題となりました。

○LGBTQ

レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（男性を好きになる男性）、バイセクシュアル（異性を好きになることも、同性を好きになることもある人）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人）、クエスチョニング（性的指向や性自認がはっきりしない、決められないあるいは悩んでいる状況にある人）の頭文字を並べた言葉です。性的マイノリティの総称として使われることもあります。

か行

○家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、家族間の十分な話し合いに基づき、農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。

○固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

さ行

○JK（女子高校生）ビジネス問題

女子高生を「JK」と称して商品化し、アダルトビデオ出演を強要する等の性を売り物にする営業によって児童が性的な被害に遭う問題の事です。

○ジェンダー（社会的性別）

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中では、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような社会的につくられた性のありようのことです。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

女子に対する差別が権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締結国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

○セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことを言います。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

た行

○デートDV

交際中の異性への暴力行為のことを言います。なぐる、けるといった身体的な暴力のほか、罵倒（ばとう）する、金銭を要求する、脅す、監視する、友達との交際を制限する、性行為を強要するなどの行為も含まれます。

○ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある（またはあった）者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。なぐる、けるなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力などもドメスティック・バイオレンス（DV）に含まれます。

は行

○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

（福岡県性暴力根絶条例）

性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため制定された条例です。性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的としています。

ま行

○メディア・リテラシー

メディアから発せられる情報を主体的に読み解き、自分なりに発信する能力のことです。男女共同参画社会の視点から見ると、情報の中にかくれている男女の役割を固定化し

た表現などを読み解く力が求められます。

や行

◇UN Women (ユエヌウィメン)

男女平等と女性の地位向上の促進に取り組む国連の専門機関。国連女性開発基金 (UNIFEM)、国連女性地位向上部 (DAW)、国際婦人調査訓練研究所 (INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所 (OSAGI) の四つの国連機関を統合し 2010 年 7 月に設立された。正式名称は「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women)」。

ら行

○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994 年の国際人口／開発会議において提唱された概念で、リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) とは、「人間の生殖システム、その機能と (活動) 過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態になることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) については、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にあることを言います。仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。